

災害から身を守るために

家具転倒防止対策を支援します

大地震では、倒れてきた家具の下敷きになったり、テレビや家具が散乱したりし、逃げ遅れてしまうことがあります。尊い命を失ったり、大けがをしたりするおそれがあります。地震などの災害時に家具の転倒による事故を防止し、被害を軽減するため、高齢者などの世帯に対し、家具を固定するための費用を補助します。

危機管理課
☎995-1817

対象世帯（1世帯につき1回限り）

市に住民登録があり、次のいずれかに該当する世帯の方

- 世帯の全ての構成員が、65歳以上または15歳未満であること
- 世帯のいずれかの構成員が、次の①または②の理由で、障害者手帳の交付を受けていること
 - ①肢体不自由1級から4級まで
 - ②視覚障害1級から4級まで
- 世帯のいずれかの構成員が療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること
- 世帯のいずれかの構成員が介護保険法に基づく要介護認定または要支援認定を受けていること

対象となる家具は タンス、食器棚、テレビなど

補助対象となる家具は、タンス、食器棚、テレビ、冷蔵庫、仏壇などです。被災の可能性が高い寝室と居間の家具が優先されます。申請を受け付け後、工事事業者を市が手配します。市に申請をせず、各自で工事事業者などを手配して実施した場合、補助の対象となりません。

申請の受け付けは 平成29年1月16日(月)まで

危機管理課または、各支所にある所定の申請書に必要事項記入し、対象者であることを証明できる書類を添付して、危機管理課へ提出してください。申請書は、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

※借家などの場合は、所有者の承諾が必要になります。

受付期間／平成29年1月16日(月)まで

補助額は家具などの数で異なります

作業費や金具代などの家具を固定するのに必要な経費を5台まで補助します。家具1台あたりの補助金の限度額は下表のとおりです。特殊な金具や当て木などを使用し、補助金限度額を超えた場合は、その超えた額は申請者の負担となります。

※工事事業者の取り付けによる経費が補助金の対象

家具固定台数別の補助金限度額

家具などの数	補助金限度額
1台	10,000円
2台	12,000円
3台	15,000円
4台	18,000円
5台	20,000円

注意事項

- 建物や家具などの状況で、固定作業ができない場合があります。
- 家具の固定以外の柱、壁、床などの補強は対象外です。
- この事業による家具の固定は、地震災害時の転倒防止を完全に保証するものではありません。あらかじめご了承ください。
- 個人的に取り付けた金具代は対象外です。

